

特集

「視聴覚センター・ライブラリー」を讀み解く 注目されるスペシャルティ・ライブラリー

(財)日本視聴覚教育協会より「視聴覚センター・ライブラリー」平成18年版が刊行され、都道府県教育委員会や視聴覚センター・ライブラリーへはこれから送付の予定です。本書は視聴覚センター・ライブラリー関係者にとって教育メディア関係者にとつては、極めて貴重な資料であり、様々な場面で活用されています。

視聴覚センター・ライブラリーは、他の教育施設と連携を図りながら、新しいメディアによる学習を推進する拠点としての役割を担うことが求められています。それは平成の大合併等により再編成が進んでいる視聴覚センター・ライブラリーにとって新たな視点からのサービス機能の見直しを図ることに

つながる様に思われます。

■視聴覚センター・ライブラリー以外の視聴覚教材貸し出し施設

とくに、平成18年度版で注目したいのは、視聴覚センター・ライブラリー以外で視聴覚教材貸し出しを行っている公的施設の資料が加えられ、今まで不明であった部分が次第に明らかになりつつあります。むろん、第1回調査でもあり、まだ資料的には十分とは言いきれませんが、その資料を読み解いてみると、視聴覚センター・ライブラリー以外の視聴覚教材貸し出しの様子が、おぼろげながら浮かび上がり、今後の視聴覚センター・ライブラリーのあり方を考える示唆を与えてくれるように思われます。

■公的施設の目的達成のためのスペシャルティ・ライブラリー

まず、明らかにしておかななくてはならないことは、ここに掲載された視聴覚教材貸し出しを行う公的施設は、貸し出しだけを目的としたものではなく、あくまでも自施設・機関の持つ目的を達成するための啓発活動や学習に役立つ視聴覚教材を保有し貸し出すスペシャルティ・ライブラリー機能であると言う事でしよう。例えば、〇〇市人権センターが、人権問題に関する意識の高揚や人権教育を行うための資料としての録画教材を保有して希望者に貸し出しを行うという機能を言います。しかし、なかには自施設の一般機能として一般的な視聴覚教材貸し出し、その事を目的とした公的施設も存在する事が分かってきました。

■全国に展開するスペシャルティ・ライブラリー

今回の調査結果をみると、スペシャルティ・ライブラリーは、全国26都道府県に135施設あることが明らかになりました。この数値はむしろ少ない数値で、今後調査を重ねることによってさらに増えるものと推測されます。これらの公的施設を厳密に分類する事は難しいのですが、ごく大雑把に言って、人権センター、福祉センター、女性センター、職業開発センター、環境センターのような専門的な施設と、博物館、美術館、文書館、科学館などの文化歴史芸術科学等施設、さらには公民館や体育館、教育研究所など生涯学習施設や研究施設などに分類できそうです。これらの大半は、

教育関係の施設あるいはそれに近い施設になっていますが、今後調査の範囲を広げる事によって、例えば交通安全協会とか保健センターなど多様な施設が視聴覚教材貸し出し業務を行っている事が明らかになってくると思われます。

■録画教材を中心に整備

では、それらの施設では、どのくらいの教材を保有しているのか傾向を調べてみました。その結果は表1のようになっています。

表1. 保有教材数の傾向

本数	施設数
100本以下	74
100~200本	22
200~300本	10
300~500本	5
500~1,000本	13
1,000~2,000本	8
2,000本以上	3

この表1によれば、半数以上の施設は、100本以下の録画教材を保有して貸し出しを行っており、200本以下を含める

例1 専門的な公的施設が保有する教材

施設例	保有している主な教材例
農村環境改善センター	人権問題に関する録画教材
女性センター	男女共同参画に関する録画教材
消費生活センター	消費生活に関する録画教材
社会福祉協議会	福祉に関する録画教材

例2 博物館・美術館等の専門施設が保有する教材

施設例	保有している主な教材例
動物園	動物に関する録画教材
博物館	歴史・民族・美術・工芸等の録画教材
郷土資料館	郷土の歴史、文化財等に関する録画教材
美術館	美術関係の録画教材

例3 生涯学習施設が保有する教材

施設例	保有する主な録画教材
公民館	歴史・自然・文化・産業・教養等の録画映画
生涯学習センター	エル・ネット録画教材関係
スポーツセンター	体育に関する録画教材
教育センター	各種教材

表2. 館外貸し出し数の傾向

本数	施設数
0本	52
1~100本	58
100~200本	4
200~300本	4
300~500本	4
500~1,000本	3
1,000~2,000本	2
2,000本以上	2

施設について資料が収集され公開されましたが、地域と言う視点から見たとき、視聴覚センター・ライブラリーは無難のこと、それぞれの施設が独自に活

と3分の2になり、大まかな傾向が見えてきます。その内容について、詳しい分類は紙数の関係で省かせていただきますが、いくつかの例を上げて見ました。

以上いくつかの例を上げてみました。例1、2の場合、今後、視聴覚センター・ライブラリーは連携したサービスを検討する必要があるような気がしますし、例3の施設の

場合、むしろ視聴覚ライブラリー機能を持っている施設と云えそうです。

■教材の館外への貸し出し状況

では、貸し出しの状況はどうなっているのでしょうか。まず、館内貸し出しについての考察は別の機会にゆずり、ここでは視聴覚センター・ライブラリー同様の館外への貸し出し利用に焦点をあわせて見ました。

■今後の地域におけるサービスのあり方

今回はじめて視聴覚センター・ライブラリー以外の視聴覚教材貸し出しを行っている施設について資料が収集され公開されましたが、

動を行っている事に注目したいと思います。

つまり、住民主体・学習者主体で考えた時、効率よく多様な情報が手軽に入手できるシステムが必要なように思われます。

そう考えた時、それらの施設が持つ機能である視聴覚教材の貸し出し事業に関して連携することが望まれ、その調整的役割を果たすのは、視聴覚教育を主務とするところではないでしょうか。

今後、視聴覚センター・ライブラリー一覧の編纂にあたり、センター・ライブラリー以外の公的施設あるいは公共的性格を持つ団体や企業等を含めた状況を把握し、協働体制を作り上げることができればと思います。

資料 (財)日本視聴覚教育協会「視聴覚センター・ライブラリー」平成18年度版
注1) スペシャルティ・ライブラリー…造語で専門ライブラリーの意味で使用しました。